

「課題と論点の整理」の全体像

1 検討の背景

2 ワーキンググループにおける議論と今後の方向性

(1) ワーキンググループにおける議論について

① 議論の経過について

② 議論にあたっての視点等について

(2) 議論を踏まえた検討の基本的方向性

(3) 課題と論点

3 今後の進め方について

4 おわりに

①リスクの多様化への対応について（青少年インターネット環境整備法）

②リスクの多様化への対応について（民間企業等による自主的な取組）

③コンテンツ・リスクへの対応について（アダルト広告等青少年に有害なおそれがあるもの）

④コンダクト/コンタクト・リスクへの対応について（闇バイト、いじめ、セクスティング等）

⑤消費者関連リスクへの対応について（インターネット関連の消費者トラブル等）

⑥横断的リスクへの対応について（生成AI等）

⑦横断的リスクへの対応について（低年齢化、長時間利用、心身への影響、アルゴリズム）

⑧広報・啓発について

※○コンテンツ・リスク：1対多のインターネット環境の中で、子どもが受動的に受け取る又はさらされるコンテンツにまつわるリスク

○コンダクト・リスク：子どもが他の子どもに生じさせるリスク

○コンタクト・リスク：子どもがデジタル環境に関わる際のリスク

○消費者関連リスク：消費者としてのリスク（個人情報に基づきターゲットされることによるリスク）

○横断的なリスク：プライバシー・リスク、先進技術、健康や幸福のリスク

【OECD デジタル環境下の子どもたち 改定リスク類型より】

2 (1) ② 議論にあたっての視点等について

① 青少年の安心・安全を確保することを第一として、知る権利や居場所等の意義とのバランスを検討

こども基本法や児童の権利条約等の理念から、青少年の安心・安全を確保することを第一として、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、青少年のインターネット環境の整備を考えるべきではないか。この際、青少年保護と、青少年によるインターネット活用の意義のバランスをどう考えるべきか。

② より幅広いステークホルダーの参画による多面的・総合的な対応と、現行法の点検・法的対応の検討

青少年のインターネット環境整備に向けた対応としては、青少年がインターネット利用を行うに際して直面しうるリスクが多様化している中で、デジタルプラットフォーム事業者を含むより幅広いステークホルダーの参画を求めることも含め、リスクに応じた多面的かつ総合的な対応を行うことが適切ではないか。その際、現行法に基づく対応に不十分な点がないかを点検した上で、法律による対応の必要性を含めた検討を行うべきではないか。

③ 優先順位の検討

青少年を保護するための措置を講ずるにあたっての優先順位と、対応の方向性の検討をあわせて行うべきではないか。

④ 論点に応じた所管を踏まえ、関係省庁が連携して検討

青少年のインターネット環境整備については、諸外国の対応等の内容や、リスクの実態、青少年の影響等について引き続き知見を収集した上で、論点に応じた所管を踏まえ、関係省庁が連携して検討を行うことが重要ではないか。

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関する ワーキンググループ 課題と論点の整理（概要）

2（2）議論を踏まえた検討の基本的方向性

●基本的な対応

青少年によるインターネットの利用については、法律によって、特定の年齢や発達段階にある者の利用コンテンツや利用時間を一律に制限することよりも、①年齢と発達段階にふさわしいコンテンツやサービスが提供される環境を確保する、②その実現のため、年齢確認のあり方等を含めて、より幅広いステークホルダーが、インターネットの利用を巡る青少年の保護について具体的な方策を講ずる、③青少年自身が、情報を適切に取捨選択する等の力（リテラシー）を底上げする、等の多面的かつ総合的な対応を講ずる。その際、現行法で不十分な点を検証の上、法的対応を含めて検討する。

●受信リスクへの対応の強化と送信リスクへの対応

現行の青少年インターネット環境整備法は携帯電話事業者等への青少年有害情報の閲覧制限というフィルタリング規制が中心であるが、青少年のインターネット利用に係るリスクの多様化に対応するため、現行法の履行の徹底を求めるとともに、SNSやアプリストア等のプラットフォーム事業者を含むより幅広いステークホルダーに対して青少年保護の具体的な方策を求める等、受信リスクへの対応の強化を図る。あわせて、送信に係るリスク（コンダクト/コンタクト・リスク）に対応するため、現状の法制度や各種取組では不十分な点を具体的に見極め、同ステークホルダーに対して求める具体的な方策を検討する。この際、ステークホルダーの中には海外を拠点としている場合があることを踏まえ、実効性のある対応のあり方を検討する。

●青少年被害に対する厳正な対処

現に青少年が被害を受けている新しい課題、例えば、闇バイト、セクスティングを含む性被害、いじめ、誹謗中傷、ヘイト、偽・誤情報、生成AI技術の悪用等への対応については、青少年を守るためしっかりと対策を講ずることが不可欠である。特に、生成AI技術を悪用した児童の性的ディープフェイクについては、関係省庁が緊密に連携して厳正な取締り、被害者の保護及びサイト管理者等への違法な情報の削除依頼の強化等を講ずる。

●事業者の新規参入の促進と実効性があるコンテンツレーティングの実施

現行のフィルタリングに留まらない技術的保護手段の向上等に向け、事業者の新規参入を促すための方策を検討する。また、現状第三者機関がない中で、実効性があるコンテンツレーティングの実施等の機能をどのような主体がどのように担っていくべきかについて検討する。

●官民が連携した保護者や青少年の自主的な対応の促進

各府省庁がそれぞれの所管ごとに行っている広報・啓発については、青少年の安全を守るという機運が社会に浸透し、青少年自身の力（リテラシー）の向上に資するよう、官民が連携して、保護者やこどもに届く実効性がある方策を講ずる。

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関する ワーキンググループ 課題と論点の整理（概要）

2（3）課題と論点（主なもの）

① リスクの多様化への対応について（青少年インターネット環境整備法）

スマートフォンの普及等に伴い、青少年を取り巻くリスクが非常に多様化してきている中で、青少年インターネット環境整備法が時代にあわなくなっている。

論点

○法の目的や理念の妥当性をどう考えるか。

○現行において義務が課されている携帯電話事業者と、それ以外のSNSや動画共有サービス、アプリストア、ゲーム、ライブ配信等のプラットフォーム事業者を含むステークホルダー間の役割分担のリバランスが必要であることについてどう考えるか。

（※）青少年インターネット環境整備法に係る論点については、こども家庭庁が主務省庁となっており、他の青少年インターネット環境整備法の所管省庁（総務省、経済産業省）等と緊密に連携して各論点の検討を進めるものとする。

③ コンテンツ・リスクへの対応について（アダルト広告等青少年に有害なおそれがあるもの）

現行法の「青少年有害情報」に当てはまらないものの、青少年の健全な成長を著しく阻害するおそれのある情報が氾濫している現状がある。

論点

○業界における自主規制の動きを更に進めるため、例えば、主要な広告主であるゲーム業界等の主要企業による現状認識と取組を確認した上で自主規制を要請する等、企業の自主規制を促すような方策を講ずることについてどう考えるか。（◎経済産業省、こども家庭庁）

○青少年による閲覧機会をできるだけ少なくするための保護者や本人の同意を前提とした技術的手段として、どのようなものがあり得るか。

（◎総務省、こども家庭庁）

② リスクの多様化への対応について（民間企業等による自主的な取組）

環境整備法に基づく製造者の義務、OS事業者の努力義務、ソフトウェア開発事業者等の努力義務の履行状況等の実態が不明瞭であるほか、フィルタリング提供事業の競争が硬直化しており、リスクへの対応が難しくなっている。

論点

○フィルタリング容易化措置等について、インターネットと接続する機能を有する様々な機器（例えばゲーム機等を含む。）に関して、青少年の保護のための仕組みなど実態を把握すべき内容についてどう考えるか。

（◎経済産業省、こども家庭庁、総務省）

○青少年の年齢と発達段階にふさわしいコンテンツやサービスについての知見を集めて事業者等に提供する等の取組についてどう考えるか。

（◎こども家庭庁、総務省、経済産業省）

④ コンダクト/コンタクト・リスクへの対応について（闇バイト、いじめ、セクスティング等）

現行法で定められているフィルタリングの推進といった方策では、犯罪への加担、暴言、いじめ等のコンダクト/コンタクト・リスクを含め、青少年による情報発信のリスクに十分に対応できていない。

論点

○ペアレンタルコントロール機能の実装に向けた措置等、発信に係るリスクに対してもプラットフォーマーやOS事業者等の取組を促すことについてどう考えるか。（◎総務省、経済産業省）

○インターネット上の性被害等の実態把握について、障害がある青少年を含めて、調査対象や調査事項等について、検討を進めることについてどう考えるか。（◎こども家庭庁、警察庁）

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関する ワーキンググループ 課題と論点の整理（概要）

2（3）課題と論点（主なもの）

⑤ 消費者関連リスクへの対応について（インターネット関連の消費者トラブル等）

青少年に特化したインターネット上の消費行動に係る消費者関連リスクについては、分析が必ずしも十分ではない。

論点

○インターネット上の青少年の消費行動に係る消費者関連リスクを考えるにあたって、現行は、民法に基づく未成年者取消権の行使という事後的な対応が主であるところ、まずは青少年のインターネット関連の消費者トラブルの現状を詳細に把握することについてどう考えるか。
（◎消費者庁、こども家庭庁）

⑦ 横断的リスクへの対応について（低年齢化、長時間利用、心身への影響、アルゴリズム）

インターネットを利用することが青少年のウェルビーイングに与える影響について、アルゴリズムによるリスクを含め、専門的な見地から十分に調査・分析されていない。

論点

○インターネットの長時間等の利用や、AI等によるアルゴリズムにより過去の検索履歴等に基づいて情報が表示されてしまう問題について、調査や専門的な分析等を行うことについてどう考えるか。低年齢層のインターネット利用に係る実態把握を進めることについてどう考えるか。
（◎こども家庭庁、厚生労働省）

⑥ 横断的リスクへの対応について（生成AI等）

生成AIやVR等の先進的技術に係るリスクについては、現状把握を含めた対応ができていない場合が多い。特に生成AI技術を悪用した実在する児童の性的ディープフェイクについては、規制の実効性が不明瞭。

論点

○ディープフェイクに係るリスクや被害について、状況把握を実施することをどう考えるか。（◎こども家庭庁、警察庁、文部科学省）
○「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案」の附帯決議に対する対応についてどう考えるか。
（◎内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、経済産業省）

⑧ 広報・啓発について

基本的に各府省庁が個別に行っている状況にあり、特に保護者に対する広報・啓発が十分ではない可能性があるほか、国等が把握しているエビデンスが、各種団体の啓発活動に必ずしも十分に活用されていない。

論点

○各府省庁が既に行っている取組を相互に連携させていくことについてどう考えるか。この際、こどもの意見を踏まえつつ、こどもたちや保護者に対してより効果的な形で取組を進めていくことについてどう考えるか。
（◎こども家庭庁、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省）
○各種団体が行っている広報及び啓発活動について、国等が把握しているエビデンスが反映されるような情報提供の在り方についてどう考えるか。
（◎こども家庭庁、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省）

3 今後の進め方

- 夏に取りまとめる本「課題と論点の整理」における論点ごとに、まずは主務省庁が関係府省庁と連携して、今後の対応について検討。その上で、
 - ①今すぐ対応できるもの（短期）
 - ②対応に一定の検討期間が必要であるもの（中長期）を整理し、政府全体の工程表をまとめ、できるものから速やかに着手。
- 中長期の検討を要するものについては、令和8年中を目途に具体的な措置の内容を取りまとめ。
- 上記工程表に基づく制度的対応を含めて、令和9年に改定を予定している「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第7次）」に反映。

- こども家庭庁が中心となって、関係府省庁連絡会議等を開催し、進捗管理を行いながら、関係府省庁が連携して取組を推進。

4 おわりに

- 本課題と論点の整理は、ワーキンググループにおける議論を取りまとめ、各府省庁における今後必要な取組について一定の方向性を示すもの。
- 各府省庁において速やかに議論を開始し、青少年や保護者を含む幅広いステークホルダーと意見交換を行いつつ、安全・安心なインターネット環境整備に向けた具体的な措置を講ずることを期待。なお、インターネットが容易に国境を越えるものであり海外を拠点としている事業者等への対応も必要となるところ、各府省庁は緊密な連携の上、諸外国等へのアプローチも含めた対応を講ずることが重要である。